

新型コロナウイルス感染症に関する

県民の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症に関し、政府は、東京都及び6府県を対象として、緊急事態を宣言することとしています。

私からはこれまでも、感染が拡大している地域への不要不急の往来は控えていただくようお願いしておりましたが、この度の緊急事態宣言を受けて、県民の皆様には、次のような対応を心がけるようお願いいたします。

- (1) 緊急事態が宣言された区域への不要不急の往来は、厳に控えていただきますようお願いいたします。
- (2) 緊急事態が宣言された区域からご家族、知人や友人の来県予定があるご家庭や、お仕事による出張者等を受け入れる予定がある企業・団体等の皆様におかれては、不要不急の移動を控えていただきますようお願いいたします。
- (3) 緊急事態が宣言された区域から本県に帰省される方など、一定期間滞在される方におかれては、2週間程度、不要不急の外出を控えていただきますようお願いいたします。
- (4) やむを得ず、一定期間滞在される方や、そのご家族等同居されている方々は、ご自身の健康観察を徹底していただき、少しでも体調に不安を感じた際には、外出を控えていただき、直接医療機関を受診することなく、速やかに「帰国者・接触者相談センター」にご相談くださるようお願いいたします。

本県は緊急事態の対象区域ではなく、感染者数は一定程度に収まっている状況ではありますが、県民の皆様におかれましては、引き続き、「密閉空間であり換気が悪い」、「手の届く距離に多くの人がいる」、「近距離で会話や発声がある」の3つの条件が重なる場所を避ける行動を心がけるようお願いいたします。

令和2年4月7日

新潟県知事 花角 英世